

小郡市監査委員公表第20号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年6月2日、6月9日に小郡市長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月7日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 後藤 理恵

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第8号（令和6年3月11日付 農業振興課）分
・・・・・・・・ 2件
小監公表第5号（令和6年2月13日付 生活環境課）分
・・・・・・・・ 1件
小監公表第15号（令和7年5月15日付 財政課）分
・・・・・・・・ 1件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第8号（令和6年3月11日付 農業振興課）分

	監査の結果	措置の状況
1	1. 補助金交付及び支出事務について適正な事務処理を求めるもの 畜産振興総合対策事業補助金について、補助率変更による差額を9月補正で予算計上しているが、令和5年6月28日に9月補正予算計上後の金額で補助金交付決定及び支出負担行為を行っていた。 市は申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金等の交付について法令及び予算等に照らして適否を決定するものとなっている。また、支出負担行為を行う場合には、歳出予算の配当額の範囲において、支出負担行為の内容を示す書類を添えて、決裁を受けなければならない。適正な事務処理を行われたい。	監査からの指摘を受けて、次年度以降の事務処理については、次のとおり改善している。 申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金等の交付について法令及び予算等に照らして適否を決定している。

2	2. 修繕工事について適正な事務処理を求めるもの 下岩田農政共同作業所雨漏り修繕工事について、緊急修繕工事指示伺決裁日以降に提出された見積書がなかった。また、修繕工事とすべきだったが、対応の遅れにより、緊急修繕工事として契約事務を行っていた。 修繕工事の区分及び契約実務手順については、平成26年3月31日付事務連絡「修繕等に係る入札契約事務について」で示されている。見積書は、適正な時期に徴されたい。また、緊急修繕工事は、緊急を要し、現状を回復する内容の工事であることから、内容に応じて適正な工事の区分を設定し、遅滞なく契約事務を行われたい。	監査からの指摘を受けて、次年度以降の工事にかかる見積書については適切な時期に徴収するように徹底している。 また、工事については内容に応じて適正な工事区分を設定するようにし、緊急性がある工事の場合は早急に対応するように徹底している。
---	---	---

小監公表第5号（令和6年2月13日付 生活環境課）分

	監査の結果	措置の状況
1	1. 修繕工事について適正な事務処理を求めるもの ア 契約の方法及び手続について 火葬台車耐火物打替修繕工事（2件）及び主燃焼炉セラミック貼替及び天井煉瓦積替修繕工事（1件）の計3件の修繕工事を同一業者が同時期に行っているが、一括で契約しておらず、それぞれで契約締結しており、財政課の審査も受けていなかった。 公共調達については、透明性、競争性、客観性を確保することが必要であり、不適切な調達を行っているとの疑念を抱かれることはあってはならない。透明性、競争性、客観性が確保された契約事務を行われたい。	令和6年度に実施した火葬台車耐火物打替修繕工事については、修繕の対象となる車両は2号車と5号車の2台あり、一括して発注した。契約の手続きとして、火葬台車を取り扱っている業者の中から3者を選定し、見積もり合わせを実施して最低見積もり業者と契約締結を行った。 6年度は主燃焼炉セラミック貼替修繕工事を行わなかった。なお、主燃焼炉セラミック貼替修繕工事については、火葬炉が独自のシステムを採用しているため、修繕工事を行う場合は、火葬炉の仕様から相手方が限られるため随意契約が望ましい。 その他の修繕についても工事内容や緊急性などを考慮し、適切に契約処理を行った。

小監公表第15号（令和7年5月15日付 財政課）分

	監査の結果	措置の状況
1	1. 支出事務について適正な事務処理を求めるもの 甲種防火管理者新規講習参加者負担金及びメイクアップシート（壁紙）購入について、立替払を行っていた。 現行法令上、立替払の制度は認められていない。資金前渡など適正な方法により支出されたい。	今後立替払を行わないように、支出負担行為書・支出命令書綴に注意喚起を行う。